平成２２年（フ）第２０９０号
札幌市白石区南郷通１丁目北４番15号　メゾン南郷Ａ－１号
債務者　渋谷　孝三
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１号
稚内市末広４丁目１番10―101号
債務者　堤　　和之
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第２１１号
群馬県藤岡市浄法寺675番地２
債務者　岩崎　　力
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５２号
新潟県三条市桜木町16番26号　ラ・テルベール桜木Ａ201、住民票上の住所新潟県三条市桜木町23番18号
債務者　中島利恵子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第６０号
新潟県三条市南四日町２丁目12番19号
債務者　山口　和美
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第６１号
新潟県三条市東裏館２丁目２番９号　布施アパート
債務者　佐藤　三男
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第６２号
新潟県三条市塚野目１丁目８番32号
債務者　小井土満雄
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第６３号
新潟県三条市塚野目１丁目８番32号
債務者　小井土三津子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１６８号
静岡県伊東市岡26―１　正木荘Ｂ－３、住民票上の住所静岡県伊東市八幡野1759番地の699
債務者　鎌塚　静弘
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
静岡県田方郡函南町大土肥34番地の１
債務者　松元　良浩
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
静岡県田方郡函南町大土肥34番地の１
債務者　松元　美紀
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
静岡県御殿場市板妻275番地
債務者　小松美由紀
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
静岡県伊豆市小土肥722番地の１
債務者　勝呂　千菊
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
静岡県沼津市大岡140番地の１　ホワイトハウス黄瀬川201号室
債務者　鈴木　正臣
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３７号
京都府舞鶴市字南田辺126番地
債務者　小谷　正男
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
京都府舞鶴市字南田辺126番地
債務者　小谷スミヱ
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
堺市南区原山台３丁１番２―705号
債務者　奥地優子写真事務所こと　奥地　優子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係